

★市民活動団体の皆さんへ★

参考資料

市民活動団体登録制度は、施設利用料における団体料金の適用や市民活動総合補償保険の適用など、市民の皆さんの貴重な税金をもとに活動を応援するものです。

このため、公益活動報告書を通じて、市登録団体としての要件を満たしているかを年に1度確認しています。また、公益活動報告書は市民の皆さんがいつでもチェックできるように、ホームページ「おかざき市民活動情報ひろば」で公開されます。

公益活動報告書の提出がない場合、市民活動団体登録の取消しの対象になりますので、必ず提出してください。

1 登録要件を満たしていない場合

1. 令和6年4月30日までに「公益活動報告書」を提出しない場合
2. 令和5年度中の活動実績が次に該当する場合

①活動が会員のみ限定されている
②すべての公益活動*1が市外に行われている
③主たる事務局（団体事務局）が市外であり、かつ公益活動の過半数が市外で実施されている場合

※1「公益活動」：広く市民の公益に資する活動。

～以下の活動は、公益活動には該当しません～

- ①会員の日頃の成果を発揮する目的で行う活動及びその練習（展示、発表会、イベント及び大会参加等）
- ②単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会
- ③家元制や流派による活動
- ④会員同士の親睦活動、会員相互（特定者）の利益のために行う活動
- ⑤活動によって得た利益や資産を社員や役員などの構成員へ分配する活動
- ⑥労働の対価としての賃金が類似の労働に対して得られる社会一般で妥当とされる賃金と比較してあまりにも高額な活動

3. 規約等に会員外である市民一般を対象とした活動目的の記述がない場合
4. 令和6年4月1日時点において、構成員*2が次に該当する場合

①構成員が5人未満
②構成員に岡崎市内在住者がいない
③構成員になる・脱するために役員会等の承認が必要と明記されている場合（入退会の自由が保障されていない）

※2「構成員」

団体へ継続的に所属し、専ら会の運営に参画する人。

よって、会の運営に参画していない者（議決権等を有していない）は該当しません。

2 団体廃止について

市への登録解除を希望する場合は、「市民活動団体登録廃止届」を提出し、市民活動団体登録の解除の手続きを行ってください。また、面談の結果、**1**で示す登録要件を満たしておらず、今後の改善の見込みもないと判断されると、廃止届の提出をお願いすることもあります。

※「廃止届」は、あくまで、市民活動団体としての市への登録を解除するための書類です。

「団体そのものを廃止（解散）」するための届出ではありません。

※公益活動報告書の提出が確認できない場合、廃止届の提出がなくても強制的に登録を取り消すことがあります。

<市登録の市民活動団体でなくなった場合>

1. りぶらや地域交流センターの使用料が**一般団体料金**となります。
2. 市民活動総合補償保険の適用がなくなります。
3. 「おかざき市民活動情報ひろば」での、団体の活動・イベント・ボランティア情報などのPRができなくなります。
4. 取消しとなった日から**1年の活動実績が必要**です。その間は再登録できません。